

## 「埼玉IBDの会」会則 新旧対照表

新	旧
平成10年11月1日 設立	平成10年11月1日 設立
<h3 style="margin: 0;">「埼玉IBDの会」会則</h3>	<h3 style="margin: 0;">「埼玉IBDの会」会則</h3>
<p><b>(名称)</b></p> <p>第1条 「埼玉県炎症性腸疾患患者の会」である本会は、「埼玉IBDの会」と称する。</p> <p><b>(目的)</b></p> <p>第2条 本会は以下の目的のために結成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 埼玉県の炎症性腸疾患患者相互の交流及び情報交換</li> <li>(2) 病気に関する情報の伝達</li> <li>(3) 非常災害時の相互扶助</li> </ul> <p><b>(活動)</b></p> <p>第3条 本会は、次のような活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 総会</li> <li>(2) 交流会、研修会、レクリエーション大会などの行事の開催</li> <li>(3) 埼玉IBD通信の発行</li> <li>(4) 全国IBDネットワーク加入団体、<u>埼玉県障害者協議会</u>等への加入団体としての活動</li> </ul> <p><b>(所在地)</b></p>	<p><b>(名称)</b></p> <p>第1条 「埼玉県炎症性腸疾患患者の会」である本会は、「埼玉IBDの会」と称する。</p> <p><b>(目的)</b></p> <p>第2条 本会は以下の目的のために結成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 埼玉県の炎症性腸疾患患者相互の交流及び情報交換</li> <li>(2) 病気に関する情報の伝達</li> <li>(3) 非常災害時の相互扶助</li> </ul> <p><b>(活動)</b></p> <p>第3条 本会は、次のような活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 総会</li> <li>(2) 交流会、研修会、レクリエーション大会などの行事の開催</li> <li>(3) 埼玉IBD通信の発行</li> <li>(4) 全国IBDネットワーク加入団体、<u>埼玉県障害難病団体協議会</u>等への加入団体としての活動</li> </ul> <p><b>(所在地)</b></p>

## 「埼玉IBDの会」会則 新旧対照表

- 第4条 本会の所在地はこれを代表宅に置く。ただし、郵便物の受け取りは、埼玉県さいたま市浦和区大原 3-10-1 埼玉県障害者交流センター1階 団体交流室内 埼玉IBD 宛で行う。
- 第5条 事務局及び会計については、第10条記載の役員宅に置く。

### (構成)

- 第6条 本会は、埼玉県内の炎症性腸疾患(クローン病、潰瘍性大腸炎)の患者及びその家族などを中心として組織される。
- 第7条 本会の会員登録は、本人の任意加入とし、入会届の提出を持って会員とする。なお、退会の際は事務局に連絡をするものとする。

### (総会)

- 第8条 総会は原則として、1年に1回開催とする。ただし、必要のある場合は、臨時総会を開催することができる。
- 第9条 総会は本会代表がこれを召集する。

### (役員)

- 第10条 本会は会員のうちから次の役員を選出し、運営委員会を構成する。
- 代表
  - 副代表
  - 運営委員(事務局スタッフ)
  - 会計・会計監査・書記・他
- 第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 第4条 本会の事務局総括はこれを代表宅に置く。但し、事務局及び会計については、第9条記載の役員宅に置く。

### (構成)

- 第5条 本会は、埼玉県内の炎症性腸疾患(クローン病、潰瘍性大腸炎)の患者及びその家族などを中心として組織される。
- 第6条 本会の会員登録は、本人の任意加入とし、入会届の提出を持って会員とする。なお、退会の際は事務局に連絡をするものとする。

### (総会)

- 第7条 総会は原則として、1年に1回開催とする。ただし、必要のある場合は、臨時総会を開催することができる。
- 第8条 総会は本会代表がこれを召集する。

### (役員)

- 第9条 本会は会員のうちから次の役員を選出し、運営委員会を構成する。
- 代表
  - 副代表
  - 運営委員(事務局スタッフ)
  - 会計・会計監査・書記・他
- 第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 「埼玉IBDの会」会則 新旧対照表

<p><b>(運営)</b></p> <p>第12条 (1) 本会の運営は代表以下の運営委員会で行う。</p> <p>(2) 運営委員会のうちから会計担当1名ないし2名を選任し、会計事務を委任する。</p> <p><b>(ミニ交流会)</b></p> <p>第13条 本会は、第3条に示した活動の他、会員有志による地域別・病院別などのグループによるミニ交流会を随時開催することができる。開催にあたっては、総会などで全会員に周知するとともに、活動の様子も埼玉IBD通信などで報告する。</p> <p><b>(顧問、名誉会員)</b></p> <p>第14条 本会では、運営委員会の推薦によって、顧問及び名誉会員をおくことができる。</p> <p><b>(会費)</b></p> <p>第15条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入を持って支弁する。</p> <p>第16条 本会の会費は、会員1名につき、1年分2,000円とする。1年を経過しても会費未納の場合は、退会したものとみなし、案内通知などの発送はしないこととする。</p> <p><b>(会計)</b></p> <p>第17条 本会の会計年度は4月1日から次年の3月31日までとする。</p> <p>第18条 代表は、会計担当者とともに、会計年度終了後、当該年度に関わる</p>	<p><b>(運営)</b></p> <p>第11条 (1) 本会の運営は代表以下の運営委員会で行う。</p> <p>(2) 運営委員会のうちから会計担当1名ないし2名を選任し、会計事務を委任する。</p> <p><b>(ミニ交流会)</b></p> <p>第12条 本会は、第3条に示した活動の他、会員有志による地域別・病院別などのグループによるミニ交流会を随時開催することができる。開催にあたっては、総会などで全会員に周知するとともに、活動の様子も埼玉IBD通信などで報告する。</p> <p><b>(顧問、名誉会員)</b></p> <p>第13条 本会では、運営委員会の推薦によって、顧問及び名誉会員をおくことができる。</p> <p><b>(会費)</b></p> <p>第14条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入を持って支弁する。</p> <p>第15条 本会の会費は、会員1名につき、1年分2,000円とする。1年を経過しても会費未納の場合は、退会したものとみなし、案内通知などの発送はしないこととする。</p> <p><b>(会計)</b></p> <p>第16条 本会の会計年度は4月1日から次年の3月31日までとする。</p> <p>第18条 代表は、会計担当者とともに、会計年度終了後、当該年度に関わる</p>
---	---

## 「埼玉 I B D の会」会則 新旧対照表

<p>報告書を作成しなければならない。</p> <p><b>(付則)</b></p> <p>第 19 条 本会則において定めなき事項については、運営委員会の決議により処理し、会報などで報告することとする。</p> <p>第 20 条 会員は氏名、住所、電話番号に変更のあった場合、直ちに通知しなければならない。</p> <p>第 21 条 本会を利用しての政治活動及び宗教活動は一切禁止とする。また、営利を目的とした勧誘行為もしてはならない。なお、これらに反した会員に対して、運営委員会は、本会からの除名をすることができる。</p> <p>第 22 条 会員相互のプライバシーの保護には慎重な配慮をする。</p> <p>第 23 条 本会則は、運営委員会及び会員の提案により、総会において改正することができる。</p> <p><b>(賛助会員)</b></p> <p>第 24 条 この会の趣旨に賛同し、共に活動する法人、団体、個人等を賛助会員とする。また、賛助会員の年会費は、1 口 3,000 円とし、任意の口数とする。尚、所定の申込書の提出並びに会費をし、賛助会員とする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>報告書を作成しなければならない。</p> <p><b>(付則)</b></p> <p>第 19 条 本会則において定めなき事項については、運営委員会の決議により処理し、会報などで報告することとする。</p> <p>第 20 条 会員は氏名、住所、電話番号に変更のあった場合、直ちに通知しなければならない。</p> <p>第 21 条 本会を利用しての政治活動及び宗教活動は一切禁止とする。また、営利を目的とした勧誘行為もしてはならない。なお、これらに反した会員に対して、運営委員会は、本会からの除名をすることができる。</p> <p>第 22 条 会員相互のプライバシーの保護には慎重な配慮をする。</p> <p>第 23 条 本会則は、運営委員会及び会員の提案により、総会において改正することができる。</p> <p><b>(賛助会員)</b></p> <p>第 24 条 この会の趣旨に賛同し、共に活動する法人、団体、個人等を賛助会員とする。また、賛助会員の年会費は、1 口 3,000 円とし、任意の口数とする。尚、所定の申込書の提出並びに会費をし、賛助会員とする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--